

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要事項)

<重要なお知らせ>〜必ずお読みください〜お申込み前に、「契約概要」、「注意喚起情報」、「その他重要事項」を必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。特に保険金が支払われない主な場合などにご注意ください。この重要事項説明書はご加入後も大切に保管ください。なお、詳細につきましては、後日送付する「保険約款」を必ずお読みいただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、アメリカンホーム保険会社または保険取扱代理店までお問い合わせください。

契約概要 ～ご契約の概要について～ (青年アクティブライフ総合保険特約付普通傷害保険)

この「契約概要 ～ご契約の概要について～」は、ご加入に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。また、この書面は、保険契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご加入に際しては、「注意喚起情報」、「その他重要事項」もあわせてご確認ください。

1. 商品の仕組みについて

この商品は株式会社UCSを団体契約者とする「青年アクティブライフ総合保険特約付普通傷害保険」で、不慮の事故による死亡・後遺障害、ケガや病気による入院・手術を補償する保険です。公共交通乗用具※1や交通乗用具※2に搭乗中の事故による死亡、後遺障害の場合は、増額して支払われます。

※1 下記※2に定められた交通乗用具のうち、航空法、鉄道事業法、海上運送法または道路運送法(日本国外においてはその地域における同種の法令をいいます)に基づき、それぞれの事業を行う機関による航空機、電車、船舶、バス等を使います。

※2 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いすり付フト/自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。)/航空機(飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)、ジャイロプレーン)/船舶(ヨット、モーターボート、水上オートバイおよびボートを含みます。)/エレベーター、エスカレーター、動く歩道等を使います。ただし、作業機械としてのみ使用されている間の工作自動車※3、一輪車、三輪以上の幼児用車両、ハンングライダー、サーフボード等は除きます。

※3 建造物の建築または破壊、土木工事、農耕等の作業の用途をもつもので、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等を使います。

2. 補償内容について

保険金の種類	保険金が支払われる場合	保険金が支払われない主な場合
補償対象者が、補償期間中に「急激かつ偶然な外来の事故」(以下「事故」といいます。)によって被ったケガ※1に対して、以下の保険金が支払われます。 ※1 ここでいうケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状※2を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ※2 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。		次の①～③のいずれかに該当する場合には、保険金が支払われません。 ①死亡保険金(傷害保険普通保険約款)などの「保険金が支払われない主な場合」に該当する事由(下記をご確認ください)。 ②次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する間に生じた事故によって被ったケガ (ア)補償対象者が次に掲げるいずれかに該当する間 a. 交通乗用具を用いて競技等※3をしている間。ただし、下記cに該当する場合を除き、自動車、原動機付自転車、自転車等の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金が支払われます。 b. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記cに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車、原動機付自転車、自転車等の乗用具を使用している間については、保険金が支払われます。 c. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車、原動機付自転車、自転車等の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車、原動機付自転車、自転車等の乗用具を使用している間 (イ)船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者がまたはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である補償対象者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間 (ウ)航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に搭乗することを職務とする補償対象者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする補償対象者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間 ・グライダー ・飛行船 ・超軽量動力機 ・ジャイロプレーン ③補償対象者が職務として次の(ア)、(イ)のどちらかの作業に従事中にその作業に直接起因する事故によって被ったケガ (ア)交通乗用具への荷物等(荷物、貨物等)の積み込み作業や交通乗用具からの荷物等の積卸し作業または交通乗用具上で荷物等の整理作業 (イ)交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業 ※競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)、訓練(自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。)、または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をいいます。 など
①公共交通乗用具に搭乗中における増額支払特約	死亡保険金(公共交通乗用具搭乗時等における増額支払特約) 補償対象者が事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合、死亡保険金※が支払われます。なお、死亡保険金受取人は補償対象者の法定相続人となります。※同一の補償期間において既に後遺障害保険金が支払われていた場合は、その分を差し引いた額を支払われます。	
②運行中の交通乗用具に搭乗している間もしくは乗客として駅の改札口の内側にいる間、または運行中の交通乗用具に搭乗していない間において、運行中の交通乗用具と衝突・接触等をしたことにより生じた交通事故、または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故。ただし、上記①の事故は除きます。	後遺障害保険金(公共交通乗用具搭乗時等における増額支払特約) 補償対象者が、事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合、次の算式によって算出した額が後遺障害保険金として支払われます。 [保険金額×後遺障害の程度に応じて定めた所定の割合(3%～100%)=後遺障害保険金の額] ただし、支払われる後遺障害保険金の額は、補償期間を通じ保険金額が限度となります。 ●後遺障害保険金の支払割合例： ・両眼が失明した場合：100% ・両耳の聴力を全く失った場合：80% ・1腕または1脚を失った場合：60%	
③日常生活上の事故(上記①、②の場合を除きます。)	死亡保険金(傷害保険普通保険約款) 補償対象者が、上記「死亡保険金(公共交通乗用具搭乗時等における増額支払特約)」の①、②以外の偶然な事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合、死亡保険金※が支払われます。なお、死亡保険金受取人は補償対象者の法定相続人となります。※同一の補償期間において既に後遺障害保険金が支払われていた場合は、その分を差し引いた額を除いた残額を支払われます。	①次の(ア)～(キ)のいずれかの事由によって生じたケガ (ア)保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 (イ)補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (ウ)補償対象者が次に掲げるいずれかに該当する間に生じた事故 a. 法令に定められた運転資格(運転中に生じた法令によるものをいいます。)を持たないで自動車等(自動車もしくは原動機付自転車)を運転している間 b. 酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態)をいいます。で自動車等を運転している間 c. 麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 (エ)補償対象者の脳疾患、病気または心神喪失 (オ)補償対象者の妊娠、出産、早産または流産 (カ)補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じたケガが、保険金が支払われるべきケガの治療によるものである場合には、保険金が支払われます。 (キ)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
後遺障害保険金(傷害保険普通保険約款)	後遺障害保険金(傷害保険普通保険約款) 補償対象者が、上記「後遺障害保険金(公共交通乗用具搭乗時等における増額支払特約)」の①、②以外の偶然な事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合、次の算式によって算出した額が後遺障害保険金として支払われます。 [保険金額×後遺障害の程度に応じて定めた所定の割合(3%～100%)=後遺障害保険金の額] ただし、支払われる後遺障害保険金の額は、補償期間を通じ保険金額が限度となります。 ●後遺障害保険金の支払割合例： ・両眼が失明した場合：100% ・両耳の聴力を全く失った場合：80% ・1腕または1脚を失った場合：60%	②補償対象者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ③次の(ア)、(イ)のどちらかに該当する間に生じた事故によって被ったケガ (ア)補償対象者が山岳登山、スカイダイビング、ハンングライダー搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間 (イ)補償対象者が次に掲げるいずれかに該当する間 a. 乗用具を用いて競技等※3をしている間。ただし、下記cに該当する場合を除き、自動車、原動機付自転車、自転車等の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金が支払われます。 b. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記cに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金が支払われます。 c. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ※競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)、または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をいいます。 など
入院保険金(傷害保険普通保険約款)	入院保険金(傷害保険普通保険約款) 補償対象者が、事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合、次の算式によって算出した額が入院保険金として支払われます。 [入院保険金日額×入院日数=入院保険金の額] ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金が支払われません。また、補償対象者が入院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに入院保険金の支払いを受けられる他のケガを被った場合においても、重複しては入院保険金は支払われません。	
手術保険金(傷害保険普通保険約款)	手術保険金(傷害保険普通保険約款) 入院保険金が支払われる場合で、補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合、次の算式によって算出した額が、手術保険金として支払われます。ただし、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります。 [入院保険金日額×手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)]=手術保険金の額 ※1事故に基づくケガに対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。	

保険金の種類	保険金が支払われる場合	保険金が支払われない主な場合
賠償責任保険金 (青年アクティブライフ総合 保険特約)	<p>補償対象者が、補償期間中に次の偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金が支払われます。</p> <p>○加入者証記載の補償対象者本人が居住するための住宅※の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>○補償対象者の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故</p> <p>※敷地内の動産および不動産ならびに一時的に居住する補償対象者所有の住宅(いわゆる別荘)を含みます。</p> <p>この特約における補償対象者の範囲は、次のとおりとなります。</p> <p>①補償対象者本人 ②補償対象者本人の配偶者 ③補償対象者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ④補償対象者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</p> <p>●未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。 ●続柄は事故発生時におけるものをいいます。また、責任無能力者は含みません。</p>	<p>次の①、②のどちらかに該当する損害に対しては、保険金が支払われません。</p> <p>①次の(ア)、(イ)のどちらかの事由によって生じた損害 (ア)保険契約者または補償対象者の故意 (イ)地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>②補償対象者が次の(ア)～(ケ)のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被った損害 (ア)補償対象者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (イ)もっぱら補償対象者の職務に用いられる動産または不動産※の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (ウ)補償対象者と同居する親族に対する損害賠償責任 (エ)補償対象者の使用人が補償対象者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、補償対象者が家事使用人として使用する者である場合、保険金が支払われます。 (オ)補償対象者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 (カ)補償対象者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 (キ)補償対象者の心神喪失に起因する損害賠償責任 (ク)補償対象者または補償対象者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (ケ)航空機、船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。または銃器(空気銃を除きます。))の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>※住宅の一部がもっぱら補償対象者の職務に用いられる場合は、その部分を含みます。 など</p>
レンタル用品賠償責任保険金 (青年アクティブライフ総合 保険特約)	<p>補償対象者が自ら使用する目的で、レンタル業者から日本国内において賃借したレンタル用品※1が、引き渡されてから返還されるまでの間に、破損した場合または盗取された場合に、その破損または盗取について補償対象者がレンタル業者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、免責金額※2を差し引いた額を保険金額を限度に支払われます。ただし、補償期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※1レンタル用品とは、レンタル期間が6か月以内のものをいいます。 ※2免責金額とは、保険証券記載の免責金額(3,000円)または損害賠償金の額の20%に相当する額のいずれが高い額をいいます。</p> <p>この保険金における補償対象者の範囲は、次のとおりとなります。</p> <p>①補償対象者本人 ②補償対象者本人の配偶者 ③補償対象者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ④補償対象者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</p> <p>※続柄は破損または盗取の発生時におけるものをいいます。また、責任無能力者は含みません。</p>	<p>①次の(ア)～(カ)のいずれかの破損または盗取について補償対象者が賠償責任を負担することによって被った損害 (ア)通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 (イ)貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物 (ウ)自動車、原動機付自転車、船舶、航空機 (エ)鉄砲、刀剣その他これらに準ずる物 (オ)補償対象者が、山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 (カ)動物、植物等の生動物</p> <p>②レンタル用品が次の(ア)、(イ)のどちらかに該当する間に破損または盗取について補償対象者が賠償責任を負担することによって被った損害 (ア)補償対象者の職務に用いられている間 (イ)補償対象者以外の者に転貸されている間</p> <p>③次の(ア)～(コ)のいずれかによるレンタル用品の破損または盗取について補償対象者が賠償責任を負担することによって被った損害 (ア)保険契約者または補償対象者の故意 (イ)補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (ウ)補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故</p> <p>a. 法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで自動車等(自動車もしくは原動機付自転車)を運転している間 b. 酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。)で自動車等を運転している間 c. 麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>(エ)補償対象者が賃借したレンタル用品について、通常必要とされる取扱以上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外にレンタル用品を使用したこと (オ)補償対象者に引き渡される以前からレンタル用品に存在した瑕疵 (カ)レンタル用品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色またはねずみ食い、虫食いその他類似の事由 (キ)偶然な外来の事故に起因しないレンタル用品の電氣的事故または機械的故障 (ク)レンタル用品の置き忘れまたは紛失 (ケ)地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (コ)差し押さえ、徴収、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置となされた場合は除く</p> <p>④補償対象者が次の(ア)、(イ)の損害賠償責任のどちらかを負担することによって被った損害 (ア)補償対象者とレンタル業者との間に賠償責任に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 (イ)補償対象者が賃借したレンタル用品をレンタル業者に返還した後に発見されたレンタル用品の破損または盗取に起因する損害賠償責任 など</p>

3. 補償期間・補償の継続について

補償期間は第1回目払掛金振替日の翌月1日午前0時から団体契約満期日の午後4時までです。

なお、補償対象者またはアメリカンホーム保険会社のいずれか一方より別段の意思表示がない場合、この補償プランは同一の補償内容で、満76歳になられた後の団体契約満期日の午後4時まで1年毎に自動継続扱いとなります。ただし、アメリカンホーム保険会社の判断により、やむを得ずご継続をお断りさせていただく場合がございます。

4. 引受条件(保険金額・月払掛金など)について

●ご加入年齢について

補償の開始時の年齢が、満20歳～満70歳。ただし、加入依頼時に満70歳の方でも補償の開始時に満71歳になられる場合は、ご加入いただけません。

●ご加入プランについて

ご入にあたっては、必要な補償額をご検討のうえ、ご加入ください。既にこの保険と同種の補償内容を補償する別の保険契約などをお持ちの方は、両方の保険金額を合計してご勘案ください。年齢、お仕事内容、アメリカンホーム保険会社と他社の保険金額の合計額などによりましては、保険契約をお引受けできない場合がございます。

●保険金額と月払掛金について

加入依頼書または申込画面でご確認ください。継続時については、将来に向かって月払掛金が増加する場合があります。

5. 月払掛金の払込方法について

月払掛金は「UCSカード会員規約」にもとづき、UCSカードから自動振替となります。

6. 満期返れい金・解約返れい金・契約者配当金について

この補償プランには、満期返れい金・解約返れい金・契約者配当金はございません。

注意喚起情報 ～ご加入の際にご注意いただきたい事柄～ (青年アクティブライフ総合保険特約付普通傷害保険)

この「注意喚起情報 ～お申込みの際にご注意いただきたい事柄～」は、保険契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項を記載しています。また、この書面は、保険契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご加入に際しては、「契約概要」もあわせてご確認ください。

1. クーリング・オフについて

●クーリング・オフ制度とは：この補償プランはクーリング・オフの対象外となっております。

2. 告知義務について

●告知義務とは：保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、保険契約者や補償対象者には契約上重要な事柄のうち、アメリカンホーム保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について、ありのままを正しく告知していただく義務があります。

1) 保険契約のお申込みにあたっては、年齢、生年月日、お仕事内容、過去の傷病歴や他の保険契約等※(アメリカンホーム保険会社と他社の保険契約)の保険金額の合計額などの告知事項について書面でおたずねし、これらの内容に基づいて保険契約をお引受けできるかどうか、決めさせていただいております。

2) 他の保険契約者との公平性を保つため、告知の内容によっては、保険契約をお断りすることがあります。

※他の保険契約等については、傷害保険または同一の危険を補償する他の保険契約(同種の共済を含みます。)を告知していただきます。生命保険、簡易保険は含まれません。

●告知が事実と相違する場合：お申込みや保険契約締結の際に保険契約者または補償対象者が故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、アメリカンホーム保険会社は「告知義務違反」として保険契約を解除(保険契約からの脱退)することがあります。また、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 補償責任開始期について

第1回月払掛金振替日の翌月1日より補償責任開始となります。

4. 保険金を支払われない主な場合

「契約概要」でご確認ください。

5. 月払掛金のお支払いと保険契約からの脱退などについて

株式会社UCSはご加入いただいたカード会員の皆様に対して月払保険料相当額の月払掛金を「会員規約」に基づき自動振替します。株式会社UCSは、カード会員の皆様よりお支払いいただいた月払掛金を団体契約に基づき、引受保険会社であるアメリカンホーム保険会社に支払います。

▲ご注意ください。

月払掛金が振替できない場合、この補償プランからの脱退となる場合がございます。この補償プランは、UCSカード会員様を対象としていますので、UCSカードの会員資格を失われた場合、この補償プランからの脱退となります。

6. 脱退と解約返れい金について

この保険を脱退(解約)される場合には、アメリカンホーム保険会社または保険取扱代理店にご連絡ください。書面でのお手続きをご案内させていただきます。その他、詳しくはアメリカンホーム保険会社にお問い合わせください。なお、この補償プランには、解約返れい金はございません。

7. 損害保険契約者保護機構について

万一引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。その場合、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、以下のとおり補償されます。

青年アクティブライフ総合保険特約付普通傷害保険の保険金などは原則として80% (破綻後3か月間に発生した保険事故にかかる保険金について100%)まで補償されます。

「契約概要」、「注意喚起情報」のご質問やその他ご相談などのお問い合わせ先は以下のとおりとなります。

商品・お手続きに関するお問い合わせなどには専門のオペレーターが ていねいにお答えします。お気軽にお電話ください。	▶ アメリカンホーム保険会社 お客様サービスセンター	0120-981-981	受付時間 平日 9:00~18:00 土・日・祝日 9:00~17:00
アメリカンホーム保険会社へのその他のご意見・ご要望・苦情などは、 右記にお電話ください。	▶ アメリカンホーム保険会社 ご相談窓口	0120-353-031	受付時間 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

アメリカンホーム保険会社の契約する指定紛争解決機関について

アメリカンホーム保険会社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続き実施基本契約を締結しています。アメリカンホーム保険会社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。
保険オンブズマン 03-5425-7963 受付時間 平日/9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く) ウェブサイト www.hoken-ombs.or.jp/